

## 倫理規程（行動基準）

公益社団法人浪曲親友協会（以下、「協会」という）は、その設立の趣意に基づき、浪曲の保存・継承・発展に貢献し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として、一貫した事業活動を続けてきた。

特に内外の社会経済情勢の変化に伴い、浪曲の保存・継承・発展に向けた事業・活動の活性化がさらに重要となっていることに鑑み、協会による自律的で創造的な事業・活動を一層推進し、浪曲界全体を盛り上げていかなければならない。

このような認識のもと、協会は、厳正な倫理に則り、公正かつ適正な事業・活動を行うための自主的な行動基準として、以下の倫理規程（行動基準）を制定し、その遵守と実践を行うものである。

協会のすべての役員並びに会員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

---

### （組織の使命及び社会的責任）

第1条 協会は、その設立目的に従い、浪曲の保存・継承・発展に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たらなければならない。

### （社会的信用の維持）

第2条 協会は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。また、社会一般からの理解を得るための努力を行い、市民社会の一員としての地位を獲得し、それを保持しなければならない。

### （法令等の遵守）

第3条 協会は、関連法令及び協会の定款、倫理規程（行動基準）、コンプライアンス規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

### （理事会の運営）

第4条 協会の理事会は、選定された会長及び事務局長のリーダーシップのもと、協会の保有する専門性や財産を活用し、理事が一体となって事業を推進する。

### （業務執行）

第5条 協会は、その業務執行にあたっては、理事会の決定、監督に基づき、会長及び事務局長が行うとともに、他の理事や会員と連帯して行う。

### （私的利益の禁止）

第6条 協会の役員並びに会員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 協会の役員並びに会員は、その職務の執行に際し、協会と利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示を行うとともに、協会が定める所定の手続に従わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 協会は、その事業・活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、会員、寄付者をはじめとして関係各所及び社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人の権利の尊重)

第9条 協会は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重に十分配慮しなければならない。

(リスク管理及び個人情報の保護)

第10条 協会は、協会を取り巻くリスクの範囲が広がりを見せている現状に鑑み、リスク管理体制を構築するとともに、特定個人情報を含む個人情報の保護については、組織的な管理を徹底する。

(研 鑽)

第11条 協会の役員並びに会員は、浪曲の魅力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程遵守の確保)

第12条 協会は、必要あるときは、理事会において、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保するとともに、その遵守を実効あらしめるための公益通報者保護の制度を設ける。

(改 廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和8年1月20日から施行する。(令和8年1月20日理事会議決)